

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 請求人は、昭和〇年〇月から同年〇月までA会社（以下「前会社」という。）に雇用され、約〇年間粉じん作業に従事し、その後、同年〇月から昭和〇年〇月まで、請求人の実母が経営するB所在のC会社（以下「事業場」という。）において、約〇年間粉じん作業に従事していた。なお、事業場を離職した後は、粉じん作業に従事していない。
- 請求人は、平成〇年〇月〇日付けで労働局長から「じん肺管理区分管理3イ、PR2、合併症続発性気管支炎、療養要」と決定され、同年〇月〇日にD診療所において「石綿肺、続発性気管支炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 本件は、請求人が療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ。

第3 当事者の主張の要旨

- 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発症した本件疾病は、請求人が労災保険法上の労働者として粉じん作業に従事した期間によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（以下両者を併せて「請求人ら」という。）は、請求人が事業場において他の労働者と同様に事業主の指揮命令下において就労していた期間が長く、本件疾病は、労災保険法上の労働者である期間にばく露した粉じんに起因して発症したものであると主張する。

当該請求の理由について、請求人らは、監督署長が昭和〇年以降は請求人を含む同居の親族のみで事業が営まれていたと判断したことに対して、同時期以降についても、他の労働者〇名が雇用されていた事実があり、したがって、請求人の粉じんばく露期間は、労働者として就労していた期間の方が長くなるとしている。

(2) 同居の親族に対する労働者性の判断に係る通達「同居の親族のうちの労働者の範囲について」（昭和54年4月2日付け基発第153号。以下「判断基準」という。）では、要旨、同居の親族が、その他の労働者と同一の労働環境及び労働条件の下で管理されていたという実態が明らかである場合には、その労働者性を認めるとされているところ、当審査会としても、判断基準は妥当であると思料することから、判断基準に基づいて検討すると、以下のとおりである。

(3) 当審査会において、請求人ら提出の報告書、意見書等を精査したところ、昭和〇年まで事業場にて就労していたEが、退職する時期においてFが就労していた旨を申述しており、同時期以降について、同人が就労していた可能性は否定できないものと考える。しかしながら、同人がいつの時点まで事業場におい

て就労していたかは不明といわざるを得ず、また、仮に請求人の主張のとおり、昭和〇年まで就労を続けていたとしても、Eは、「1巻き〇円という出来高でもらっていました。」と述べ、更に、「Fさんの働き方は、自分（E）と同じようだったと思います。」と述べていることからみて、E及びFが、請求人と同様に定額の賃金の支払を受けていたとは判断できない。

(4) 請求人らは、要旨、E及びFが歩合給で働いていたとしても、労働時間が定められ、また、労務の対価として支払われている以上、月額制の固定給であった請求人と変わりはなく、むしろ労働との対価性は強いものであると主張するが、判断基準では、同居の親族が労働者と認められるためには、「就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。」とされ、更に、「賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払いの時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。」とされているところ、請求人については、上記2名の労働者とは、労働時間や勤務日等、勤務の実態も異なり、賃金も定額で支払われるなど、明らかに異なる取扱いがなされていたと判断せざるを得ないものである。

(5) なお、請求人らは、要旨、仮に請求人が労災保険法上の労働者であるとみなされる期間が、そうでないと判断される期間よりも短かったとしても、石綿粉じん作業がじん肺（石綿肺）を起こしたものである以上、業務起因性は認められるべきであると主張するが、労災保険法は、原則として、労働者が業務に従事している際に、当該業務に起因する災害（疾病）に対して補償を行うものであり、石綿肺を含むじん肺症等については、「労働者としての粉じん作業従事期間が事業主等としての粉じん作業従事期間より明らかに長いと認められること」（昭和61年2月3日付け事務連絡第73号。以下「判断要件」という。）を条件としているところ、同法の趣旨に照らして、当審査会としても、判断要件は妥当であると思料することから、請求人らの主張を認めることはできない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。